

2. 『ロータリークラブの会長とは』 その1

クラブ会長は、クラブ幹事と共にロータリークラブの代表権者であります。したがって、ガバナー月信の名宛人は、会長並びに幹事殿となっているのであります。

会長は、憲法の組織原理から言いますと、天皇に当たります。これは帝王学の体現者でありまして、ロータリー存在の権化なのであります。したがって、会長は、執行権限は何も持っていません。持っていないが故に会長たり得るのであります。天皇が国家の象徴であるように、会長は、クラブの象徴なのであります。

この点は、国家管理の実権は全て内閣総理大臣が握っていて、天皇には何らの権限もないのと同じように、クラブ管理の実権は全て幹事が握っていて、会長は何らの権限も持っていません。持っていないからこそロータリーが光るのであります。

では、会長は何をすればよいのか、と言いますと、例会でアドバルーンを上げて、クラブの会員にやる気を起こさせることであります。

会長のマナーとして心得て置くべきことは、クラブ管理の全てのことを知っていて、しかも知らない顔をしていなければなりません。会長が何でも知ったか振りをしますと、クラブは育たないのであります。会長は、ロータリーの夢のあるところとか理想論を

喋って、アドバルーンを上げることであります。そして、クラブ管理の事務的なことに質問が来た時には、自分の役割ではないとして幹事に振ればよいのであります。

では、会長の代表権は、一体どのようなものか、と言いますと、

1. 先ず、国際ロータリーの窓口になる場合があります。例えば、ガバナー月信の名宛人は、会長並びに幹事殿となっています。
2. 次に、他クラブと付き合いをする場合は、事実上、代表者として振る舞う資格があると言えます。しかし、決定権は、何も持っていません。決定権は、クラブ理事会が持っています。これは、クラブ定款第9条第1節『このクラブの管理主体は、これを理事会とする』と言う大黒柱の規定があることから明らかであります。
3. 第3に、団体的な社会奉仕を実施する段階で、地域社会に対して、私がこのクラブの会長である、と言うことで代表権らしきものを行使出来る場合があります。

しかし、これも細かく分析していくと、法的には、代表権と言えるものであるかどうか判らないのであります。

以上を要するに、会長は、ロータリー存在の根拠を主張する役職であり、帝王学の実践者でなければならない、即ち、天皇でなければならない、と私は考えるのであります。

3. 『ロータリークラブの会長とは』 その2

会長は、理事会の議長であります（推奨クラブ細則第3条第1節）。したがって、会長は、執行機関のトップであると同時に審議機関である理事会のトップであります。したがって、会長は、非常に強い権限を持っているようではありますが、実質的な権限は何ももっていないのであります。何故かと言いますと、会長は、執行機関のトップとしては、クラブの象徴たる地位にあって何らの実権はなく、また、審議機関のトップとしては、理事会は合議体でありますから、多数決原理で決まってしまうと、議長たる会長の出番はないからであります。会長は、理事会に案件が出てくると、その案件の交通整理をするだけであります。要するに、会長は、行司の役目であります。

ところが、或るクラブに、或る慣例（例えば家族会を毎年開催する）がある場合に、その慣例を廃止しようという提案があって、これを理事会に諮ったところ、可否同数に割れたとします。この場合、議長が Casting Vote もっていますが、会長は、理事会の議長として賛成・反対のいずれに一票を投ずべきか、という問題があります。

会長個人の気持としては、賛成・反対と色々ありますが、ロータリークラブの会長の地位にある以上は、会員全部の利益を代表して会長職を務めているのでありますから、自分の身体は、自分一人の身体ではありませ

ん。ここに自他を分かたぬ思考、ロータリー哲学が出てくるのであります。即ち、

既に或る慣例が確立しています。この慣例については、既に理事会決議が何処かにある筈であります。したがって、慣例が確立しているところに、その廃止の提案があって、多数決で決まるものであれば、既に決まっているはずであります。それが、今、可否同数に割れているということは、未だ改正の因縁が熟していないと言うことの証明であります。したがって、時期尚早、原案否決に一票を投じなければならないのであります。これが、自他を分かたぬ思考であり、自分を禅脱した発想なのであります。

このように、会長とは、クラブの象徴としてその地位高さが故に、非常に倫理的なものを宣言しなければならないのであります。したがって、ロータリー哲学の本体が判っていないと会長職は務まらないのであります。

なお、会長は各種委員会の職権上の委員であります（推奨細則第7条第1節d項）。これは、委員会が流れたときでも、会長がこれを吸収できるという権限吸収の関係から認められたものでありますから、いつも出席しなければならぬと言うことではありません。したがってまた、委員会が流れた時でも、会長一人の判断で委員会決定をして、理事会の決議を求めることが出来るのであります。